

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 8

処 分 名	地域情報交流施設使用許可申請書	
処 分 の 概 要	地域情報交流施設の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市道の駅条例(平成16年条例第89号)	
条 項	第6条第1項	
所 管 課	地域経済課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		14日
標 準 処 理 期 間	計	14日
判 断 基 準	松山市道の駅条例施行規則第5条を基準とする。	
<p><b>【根拠法令等】</b>          &lt;松山市道の駅条例&gt;          (使用の許可)          第6条 地域情報交流施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</p> <p>&lt;松山市道の駅条例施行規則&gt;          (使用許可の申請)          第5条 条例第6条第1項の規定により、地域情報交流施設を使用しようとする者は、地域情報交流施設使用許可申請書(様式第5号)を市長に提出し、許可を受けなければならない。          2 市長は、前項の許可をしたときは、地域情報交流施設使用許可書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。